令和5年第3回砂川市議会定例会

令和5年9月11日(月曜日)第1号

○議事日程

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員指名

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 議案第 5号 普通財産の売払いについて

日程第 6 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

[予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

辻 勲議員

伊藤 俊喜議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 9月11日

3日間 至 9月13日

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 議案第 5号 普通財産の売払いについて

日程第 6 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算 [予算審査特別委員会]

○出席議員(13名)

議 長 多比良 和 伸 君 副議長 小 黒 弘君 議 員 是 枝 貴 裕 君 議員 健 太 君 石 田 伊 藤 俊 喜君 克己君 Ш 下 高 浩 子 君 鈴木伸之 君 田 中 博 武 君 道 水 島 美喜子 君 広 志 沢 田 君 武 田 真 君 辻 動君

○欠席議員(0名)

○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 Ш 市 長 飯 澤 明 彦 豊 砂川市教育委員会教育長 髙 橋 砂川市監査委員 栗 井 久 司 砂川市選挙管理委員会委員長 信 太 英 樹 関 尾 砂川市農業委員会会長 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

市 長 井 上 守 副 院事業管 理 者 平 林 之 病 髙 総 務 部 長 博 板 垣 喬 兼 会 計 管 理 者 総 務 監 雄 部 審 議 安 原 民 市 部 長 堀 \blacksquare 茂 長 貢 保 健 福 祉 部 安 田 済 部 長 野 経 田 勉 経 済 部 審 議 監 畠 Ш 秀 樹 建 設 部 長 斉 隆 史 藤 長 病 院 事 務 局 朝 日 紀 博

病院事務局次長 山 田 基 病院事務局審議監 渋 谷 彦 和 務 課 長 間 賢一郎 岩 策調 整課 長 玉 Ш 晴 久 政

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長 東 正 人 参 導 事 雅 宏 指 堤 教育委員会技監 徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長 川 端 幸 人

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

板

垣

喬

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長野田勉

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長

務 局 事 長 為 玉 修 事 務 局 次 長 安 武 浩 美 主 幹 斉 藤 亜 希 子 事 務 局 事 務 局 係 長 野 荒 邦 広

開会 午前10時00分

- ◎開会宣告
- ○議長 多比良和伸君 ただいまから令和5年第3回砂川市議会定例会を開会します。
 - ◎開議宣告
- ○議長 多比良和伸君 本日の会議を開きます。
 - ◎日程第1 会議録署名議員指名
- ○議長 多比良和伸君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、辻勲議員及び伊藤俊喜議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

- ◎日程第2 会期の決定
- ○議長 多比良和伸君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月13日までの3日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定しました。

- ◎日程第3 主要行政報告
- ○議長 多比良和伸君 日程第3、主要行政報告を求めます。 市長。
- ○市長 飯澤明彦君 (登壇) おはようございます。前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

1ページ、総務部総務課の関係では、2点目のふるさと納税個別相談会について、7月26日から27日まで、ふるさと納税の新規返礼品提供事業者の掘り起こし及び既存の返礼品提供事業者による新規返礼品の開発等のため、ふるさと納税個別相談会を開催し、16事業所の参加があったところでございます。

次に、2ページ、市長公室課の関係では、1点目の砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金について、町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取組を支援する砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金の申請を5月31日まで受け付けたところ、86町内会のうち82町内会より申請があったところであります。

次に、2点目の避難行動要支援者避難支援訓練について、7月10日、市役所及び避難

所3か所において陸上自衛隊滝川駐屯地と連携し、大規模水害時における避難行動要支援者への避難支援対応の確認を目的として訓練を実施し、市職員16人、自衛隊員21人が参加したところでございます。

次に、3ページ、政策調整課の関係では、4点目の砂川市まち・ひと・しごと創生総合 戦略の推進の取組について、砂川市まち・ひと・しごと創生本部会議を7月13日、また 砂川市総合戦略推進委員会を7月25日に開催し、第2期砂川市まち・ひと・しごと創生 総合戦略の検証及び計画変更について協議したところでございます。

次に、5ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通安全運動について、 (2)に記載してございますが、主な啓発運動として7月13日に市内各団体による旗の 波街頭啓発を実施したところでございます。

次に、10ページ、保健福祉部ふれあいセンターの関係では、4点目の新型コロナウイルス感染症ワクチン追加接種について、令和5年春開始接種については5月下旬から主にふれあいセンターを会場とする集団接種を実施してきましたが、予約数が大幅に減少し、人数の確保が難しい状況となったことから、7月7日をもって終了し、以降秋開始接種が開始されるまでの間は市内5か所の医療機関での接種体制へ変更したところでございます。次に、11ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目の第1回砂川納涼盆踊り大会について、8月12日、市内14団体で組織する実行委員会により令和元年まで開催されていた中央商店街盆踊り大会を継承し、納涼盆踊り大会を開催したところでございます。

次に、4点目の第27回ラブ・リバー砂川夏まつりについて、8月20日、雨天中止により4日から一部延期されていた夏まつりについて、社交飲食協会やキッチンカーによる飲食販売、砂川ブラススタイルによる演奏、開会式を行った後、花火ショー及び第51回砂川納涼花火大会が行われたところでございます。

次に、12ページ、7点目の新入社員基礎徹底マスター研修について、6月12日、市役所大会議室において企業の人材育成を推進するとともに、地域の担い手となる若年者の定着を図ることを目的に、市内企業に就職した新入社員を対象に社会人としてのコミュニケーションスキルや効率的な仕事の進め方を学ぶ研修を開催し、14名が参加したところでございます。

次に、13ページ、農政課の関係では、3点目の農作物の生育状況について、平年より 生育が早いものが多く、トマトについては日照不足による空洞果やハダニ類による被害が 発生しているところでございます。

次に、17ページ、建設部建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の5月から7月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は40件、940万4,000円、(2)まちなか住まいる等住宅促進補助金は15件、765万5,000円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補

助金は7件、71万5,000円、(4)住宅用太陽光発電システム導入費補助金は2件、43万8,000円、(5)老朽住宅除却費補助金は11件、410万円をそれぞれ交付したところであります。

次に、8点目の特定空き家等の認定について、6月8日、第1回砂川市空家等対策推進会議を開催し、砂川市東1条南10丁目の廃店舗に対する特定空き家等への認定について協議を行い、同日付で認定したところでございます。

次に、9点目の住み替え支援事業について、各事業の5月から7月までの交付件数及び交付金額は、(1)登録物件促進補助金は4件、40万円、(2)同居近居促進補助金は4件、40万円。次に、18ページ、(3)子育て支援補助金は10件、150万円、(4)移住促進補助金は5件、100万円、(5)医療・介護従事者移住定住促進補助金は2件、20万円をそれぞれ交付したところでございます。

以上申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

- ○議長 多比良和伸君 日程第4、教育行政報告を求めます。 教育長。
- ○教育長 髙橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。2点目のいじめの問題に係る調査について、本年5月から6月にかけて、市内小中学校の全児童生徒を対象にアンケート調査を実施し、調査後に児童生徒から聞き取り等を行った結果、いじめと認知した事案は、小学校75件、中学校20件、合計95件となり、各学校では加害児童生徒への指導等を行いました。

次に、3点目の中体連全道大会の出場結果について、(1)第44回北海道中学校水泳大会が7月21日から23日まで函館市で開催され、女子200メートル平泳ぎ、女子100メートルバタフライ、女子400メートルフリーリレーに砂川中学校2年の吉本さんが出場し、結果は3種目全てで優勝する好成績でした。女子400メートルフリーリレーにおいて、参加標準記録を突破して全国大会出場となりました。(2)第54回北海道中学校バドミントン大会が8月1日から3日まで北見市で開催され、砂川中学校バドミントン部が出場し、男子団体で優勝、男子シングルスでは3年横田君が優勝、男子ダブルスでは3年竹村君と2年田中君が3位となり、それぞれ全国大会出場を決めました。男子ダブルスの2年櫻田君と若林君、女子ダブルスの3年和島さんと2年渡邊さんは記載の成績でありました。

次に、2ページ、4点目の中体連全国大会の出場結果について、(1)第63回全国中学校水泳大会が8月17日から19日まで香川県高松市で開催され、女子400メートルフリーリレーに出場した砂川中学校の吉本さんが8位入賞となりました。(2)第53回

全国中学校バドミントン大会が8月20日から23日まで高知県高知市で開催され、砂川中学校、男子団体が準々決勝敗退、男子シングルスの横田君が準優勝、男子ダブルスの竹村君と田中君も準優勝し、すばらしい結果を残してくれました。出場選手の健闘をたたえます。

次に、5点目の令和5年度第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会について、7 月20日、砂川市地域交流センターを会場にウェブ通信と併用して開催され、北海道教育 委員会より令和6年度から8年度までの募集学級数等に関わる計画案が提示されました。

次に、6点目の令和6年度砂川高校の募集学級数について、9月5日、北海道教育委員会より令和6年度から8年度までの公立高等学校配置計画が発表され、砂川高校の来年度の募集学級数は2間口となることが決定しました。

次に、学校再編課所管では、1点目の砂川市立小中学校統合準備委員会の開催について、(1)第1回の準備委員会を6月27日、市役所で開催し、義務教育学校の校名に関わる協議等を行い、委員出席者は16人でありました。(2)第2回の準備委員会を7月28日、市役所で開催し、義務教育学校の校名及び校章に関わる協議等を行い、委員出席者は15人でありました。

次に、3ページ、2点目の第2回砂川市小中一貫教育推進委員会の開催について、7月19日に市役所で開催し、砂川市小中一貫教育の目指す姿の策定及び小学校における教育課程の作成に関わる協議等を行い、委員出席者は11人でありました。

次に、3点目の砂川市義務教育学校建設オープンハウスについて、7月30日に砂川遊水地管理棟で開催し、義務教育学校のVR動画体験などを行い、参加者は80人でありました。

次に、5点目の砂川市義務教育学校建設基本設計書の策定について、(1)パブリックコメントについて、7月6日から8月7日まで、基本設計書(案)に対するパブリックコメントを実施し、4人から4件の意見があり、意見の概要と市の考え方を市ホームページで公表しました。(2)基本設計書の策定について、8月22日、パブリックコメント等を踏まえ、基本設計書について、第8回砂川市教育委員会会議定例会において決定しました。

次に、4ページ、社会教育課所管では、2点目の砂川市少年の主張大会について、6月3日、地域交流センターゆうにおいて少年の主張大会を開催し、最優秀賞となった砂川中学校3年生の川口さんが7月14日に開催された少年の主張空知地区大会に出場し、優良賞となりました。

次に、3点目の善行青少年表彰について、7月10日、市役所において砂川市青少年問題協議会で決定された砂川ミニバスケットボール少年団女子及びFC砂川に対し表彰状を授与しました。

次に、4点目の各種事業についての5ページ、(5)子ども職場見学活動について、7

月28日、空知単板工業株式会社において、小学生11人が製造工程や様々な材木の見学を行いました。

次に、スポーツ振興課所管では、1点目の第36回アメニティ・タウンすながわマラソン大会について、6月25日、子どもの国周辺地域において種目別に実施し、306人が参加しました。

次に、公民館所管では、1点目の各種事業についての(1)公民館講座「高齢者等スマートフォン体験教室」について、6月29日、7月6日及び13日に公民館で実施し、スマートフォンの基本操作や実技などを行い、参加者は延べ25人でありました。

以上申し上げまして、教育行政報告といたします。

◎日程第5 議案第5号 普通財産の売払いについて

○議長 多比良和伸君 日程第5、議案第5号 普通財産の売払いについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 議案第5号 普通財産の売払いについてご説明申し 上げます。

提案の理由でありますが、砂川市が所有する土地を生活協同組合コープさっぽろに売り払うことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格が2,000万円以上かつ面積が5,000平方メートル以上の財産の処分に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。 1、土地の表示につきましては、砂川市西3条北7丁目1番ほか5筆、地目は雑種地、合計の地積は2万736平方メートルであります。

- 2、予定価格は、1億4,600万円であります。
- 3、売払いの相手方は、札幌市西区発寒11条5丁目10番1号、生活協同組合コープ さっぽろ理事長、大見英明氏であります。

なお、3ページには附属説明資料として旧中央小学校跡地売払図を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、普通財産の売払いについての質疑を行います。

このたびの財産の売払いについては、生活協同組合のコープさっぽろに行われるもので、 北市街に大型スーパーが残ってくれることはとてもよいことだとは思っているのですけれ ども、しかし売り払う土地は元小学校の跡地であって、周辺地域は第1種住宅地域となっています。今後大型店舗の建設あるいは開業とともに、周辺を通行する車の量が昼夜問わず大幅に増えることだろうと思うわけです。また、商品等の搬出入も早朝、深夜になることが予想され、これまでの静かな生活環境の変化を心配される声も聞いているところです。そんなところで、売払い後の店舗や駐車場の配置、あるいは搬入経路、周辺道路整備、除雪体制や交通安全等、周辺住民への説明はこれまで全く行われてこなかったのか。また、そうであればどの段階で今後行われるのかをお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

以上です。

○総務部長 板垣喬博君 今後の住民への説明の部分であったり、あるいは交通量、搬入の関係で生活環境が一変するのではないかといったようなご質問だと思っております。

こちらにつきましては、これからの話になりますけれども、基本的にはこの売払いの議案が承認をいただいた中で、8月21日に仮契約をしておりまして、この後本契約という形になります。今の段階では、令和7年の夏頃に開業するといったような内容のスケジュール感は出されておりまして、工事につきましても令和6年度中に行っていくというスケジュールは示されているという段階でございます。

この中で一定程度、今の段階では店舗の配置図というところでいきますと、3,000 平方メートルクラスの棟、本体と、あとテナント棟ということで、2棟建設をするという 案が示されておりますけれども、具体的な配置図であったりですとか、あるいは搬入経路、 駐車場の出入口といったものについては、これから内容が煮詰まっていくという状況でご ざいます。そういう意味におきましては、その辺の具体的な計画図といったものが出来上 がってきた段階で、生協さんでも住民の皆さんに状況の説明をさせていただいて、不安で あったり、あるいは要望、こういったものをきちんとお聞きをした中で計画に反映をして いきたいという意向を聞いておりますので、その辺の推移を見て、当然説明会に入るとき には商工関係になると思いますけれども、市も一緒に住民の皆さんの意見も聞いて、その 辺の住環境の部分ですね、道路のことであったり除雪のことであったり、いろいろな課題 が出てくると思いますので、それらについては十分に協議をした中で対応を図っていきた いと考えているところであります。

- ○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。
- ○小黒 弘議員 今の答弁で大体分かってはきたのですけれども、今まで学校があったような閑静な住宅のところなのですよね、あそこは。今まで市内である大型スーパーというのは大体国道沿い、今の生協も国道と道道という、普通に交通量の多いところでの開業ということであったのですけれども、このたびは砂川では珍しい第1種住宅地域というところでの大型スーパーの開業ということなので、まだ新聞報道等でしか知らされていない周辺の方々はいろいろと心配をされています、今後のことなのですけれども。

特に道路も全部市道なのです。全てが砂川市の関係の道路ばかりという中で、今までは普通の住宅地ですから、ある程度の除雪というのも普通の一般的な除雪だったと思うのですけれども、これからは相当な交通が、市外から来られる方も多いかもしれないし、となると場所が分かりづらくてうろうろするなんていうことも当然考えられるような地域なわけです。そのようなことからすると、今市も今後の説明ということになってきたときには一緒にというお話があったのですけれども、意外と経済関係ばかりでなくて、道路関係ですよね。周辺の方々からすると心配なところが多いのかな。また、開業とともに要望が出てきそうな私は気がしていまして、せっかく生協も残ってくれる、砂川市の土地も売れる、これはいいことではありますので、建った上でいろいろな問題が出てきてしまっては嫌だとも思います。

多分商品の搬入、搬出は、営業時間外で行われることが多いと思います。それこそ夜中は、静かな、音もほとんどしないような地域ですから、そこにトラックの搬入となってくると、いろいろと実際動き始めていってのいろいろな問題というよりは、なるべく早い段階で住民の皆さん方の声もしっかり受け止めながら、生協と、それから市もしっかりと関わっていって、買い物に便利な砂川市となっていってほしいと思うのですけれども、市の関わりもかなり多くなってくるのではないかと私は思うのですが、その辺の対応について、ぜひもう一度お聞かせいただいて、終わりたいと思います。

- ○議長 多比良和伸君 総務部長。
- ○総務部長 板垣喬博君 今議員さんがご指摘された点については、当然必要な部分だと、対応になってくると思っておりますので、この辺についてはしっかりとコープさっぽろさんと連携を図りながら、都度情報交換をしながら住民の皆さんに少しでも早く情報提供して課題を吸い上げるといった作業をしていきたいと思っておりますし、最終的にはそういったものの解決を図りながら、地域の皆さんに喜ばれる、歓迎されるような施設となるように、市としても最大限努めていきたいと考えております。
- ○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。 続いて、討論に入ります。 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第6、議案第15号 専決処分の承認を求めることについて を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 議案第15号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年度砂川市 一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれ を報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の年月日は、令和5年7月28日であります。

専決処分の理由でありますが、令和5年度一般会計補正予算について、国道12号沿いの廃店舗において、建物の北側外壁の大きな損壊及び傾斜具合から倒壊が懸念されることから、略式代執行による除却を行うため、令和5年度同会計予算の補正について特に緊急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、当該予算を専決処分により補正をいたしましたので、承認を求めるものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。今回の補正は、第4号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ880万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ138億4,632万9,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。12ページをお開きいただきたいと存じます。8款土木費、5項2目住宅管理費で一つ丸、空き家等の適正管理に要する経費の特定空き家等解体工事費880万円の補正は、令和3年度に所有者が逝去し、相続権者全員が相続放棄したため、所有者不存在となっている国道12号沿いの廃店舗について、冬期間での屋根の雪庇等により建物の北側外壁の大きな損壊及び傾斜具合から倒壊が懸念されることから、早急な周辺の生活環境の保全及び安全な交通の確保のため当該空き家を特定空き家等に認定し、略式代執行による除却を行うものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明をいたします。 15款国庫支出金で440万円の補正は、特定空き家等解体事業費補助金であります。 次に、19款繰入金で440万円の補正は、事業の実施に伴い財源調整のための財政調

以上が歳入であります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

整基金を繰り入れるものであります。

○議長 多比良和伸君 これより議案第15号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

武田真議員。

○武田 真議員 (登壇) それでは、私からは議案第15号 専決処分の承認を求める ことについて総括質疑を行います。

私からは、第8款土木費の空き家等の適正管理に要する経費について、3点ほど伺います。

まず、1点目として、今回の略式代執行に至った経緯の詳細について伺います。

2点目として、今回の略式代執行に要した費用の回収方法について伺います。

3点目として、今回の略式代執行については、今後の市の空き家対策についても大きな 影響を及ぼすと考えます。今回の経緯を踏まえ、代執行等の手続について、どのように整 理するのか伺います。

以上、第1回目の質疑といたします。

- ○議長 多比良和伸君 建設部長。
- ○建設部長 斉藤隆史君 (登壇) 私から大きく3点のご質疑に対しましてご答弁申し上げます。

1点目の略式代執行に至った経緯についての詳細でございます。当空き家は、提案説明でもご説明しましたとおり、東1条南10丁目、国道12号沿いの旧スポーツ用品店であり、昭和30年建築で築68年を経過しておりますが、令和3年度に所有者が死亡し、その後法定相続人が全員相続放棄したため、所有者不存在の空き家となっているものでありました。

当空き家は、令和5年3月上旬に実施した管理不全の空き家のパトロールの際、屋根の一部が損壊して建物の北側が傾斜しており、倒壊の危険性があると推測できたため、国道管理者である北海道開発局と協議した結果、建物前面の歩道を無期限通行止めとし、定期的に建物の傾斜具合を測定するとしておりましたが、5月2日時点では目視でも倒壊の危険性があると判断できる状態であったことから、安全が確保できるよう国道側外壁に飛散防止用のネットを取り付けるなど応急的な対応を取り、道路管理者と協議を進めてきたところであります。

また、国道12号沿いのため、倒壊時の2次被害が甚大であることから緊急性を要すること、さらには所有者が不存在であることに加え、特定空き家等の要件である倒壊など著しく保安上危険となる状態であることから、略式代執行が可能とされている特定空き家等の認定に向け準備を進めてきたところであります。

6月8日に砂川市空き家等対策推進会議を開催し、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく当空き家の特定空き家等への認定及び略式代執行についてご承認をいただきました。同時に、国の補助事業である空き家対策総合支援事業の交付申請を行い、決定を

受け、7月28日に予算の専決処分、8月9日に入札、8月25日に特定空き家等の解体の執行宣言を行い、作業を開始しました。現在は、残置物の処理や内側の解体に着手しているところであります。

続きまして、2点目の費用の回収についてであります。特定空き家等解体工事費で880万円でありますが、略式代執行の費用は所有者が不存在なことから市が負担することになります。今回のケースは、特定空き家等で略式代執行によりやむを得ず行う除却に係る補助に該当するため、空き家対策総合支援事業費補助金440万円の交付を受ける予定であります。

続きまして、3点目の代執行の手続の整理についてであります。代執行等の手続につきましては、真にやむを得ない場合のみ適用されるべき手法であることから、特定空き家等の決定に際しては国の定める基準に準拠し、建物の現況や周辺への悪影響などを十分考慮した上で進めてきたところであります。

以上でございます。

- ○議長 多比良和伸君 武田真議員。
- ○武田 真議員 1点目については、詳細説明いただきましたので、大体分かりましたけれども、いつ頃までに工期が終わるのかについてだけ1点目については再質疑をしたいと思います。

2点目なのですけれども、市が負担されることになるのですが、基本的に上の老朽化した建物、除却するということになれば、当然更地ができるのですけれども、その更地になった場合、当然土地の価値が上がるとは思うのですが、そこを市が差押え等するなりして、そこから費用の回収ができなかったのか。もし検討された結果、そうなったのであれば、どうしてそのようなことになったかについて、もう少し詳細についてお伺いしたいと思います。

3点目なのですけれども、やむを得ない状況でこうやらざるを得なかったということになるのですが、私は6月定例会でも管理不全土地について若干言及したところだったのですけれども、今年の民法改正の施行によって、今回相続放棄されてしまい、管理する人がいなくなってしまったのだということで、民法改正の影響については若干影響があるかと私が思ったのは、相続放棄された方の責任というのが、今までの旧民法に比べて明確化したということが実はありまして、そうなると実際にそこにいない方、仮にこの建物に誰か住んでいたとしますと、その方が責任を負うことになったとは思うのですけれども、完全に全員放棄された上に、もう誰も住んでいないということになりますと、もう取れる手段というのがかなり限定されてきてしまったと私も思っております。そうなると、今後砂川市の空き家対策についても、恐らく微妙な影響が出てくるかと想定されます。今回その略式代執行あるいは代執行という手続は、最終手段だと私も思っているのですけれども、ただ実際こういう事例が出てきてしまったわけですから、こうした手続になった場合の今後

の手続についてスムーズに行うためのマニュアルといいますか、手順について、まずそこは整理すべきだと思いますし、一方ではそうならないようにするための手順、手続についても既存の空き家対策、幾つかありますけれども、その中でもこの事例を踏まえた取組の改善等については恐らくもう既に検討に入っているのかと想定しているのですけれども、そうした今回の経験を踏まえた空き家対策及び代執行、略式代執行の手続等のマニュアル化、手順の整理について、今後どのような予定でするのかお伺いしたい。

以上、3点再質疑いたします。

- ○議長 多比良和伸君 建設部長。
- ○建設部長 斉藤隆史君 まず、工期についてですけれども、余裕を持って年明けまで見ているのですが、今進行状況を確認しますと、このままスムーズにいきますと10月以内には除却が完了しようかというところで工程を進めているところでございます。

続きまして、土地の関係なのですけれども、今回略式ということで除却を今進めております。いわゆる上物、建物が喫緊の危険性があったということで除却を進めているところでございますが、当然底地、土地は更地として残ることになりますけれども、土地の今後の処分といいますか、併せて考えることができないのかという部分なのですが、一般的なお話になるのですけれども、略式代執行を執行する場合につきましては、土地と建物が同一名義である場合、これにつきましては行政側は利害関係人となりまして、民法に基づく相続財産の管理制度により裁判所に申立てを行い、相続財産の管理人を選任いたしまして、これをもって売却して債権に充当するということが法的には可能なところでございます。

一方で、今回の物件についていろいろ調査しましたところ、底地の土地の分筆状況など、権利関係が極めて複雑になっておりまして、過去にも売却を試みた形跡があるのですけれども、同様の理由で断念されたといったような経過もございました。さらに加えて、抵当権も設定されていることから、この土地の売却による債権の回収は事実上不能であったといった経過がございます。

3点目に、民法の改正、それから手続的なことということでのお話なのですけれども、 先般の民法の改正をもちまして、相続人の権利関係がより明確化されたという話でござい ます。結論から言うと、今回の事案に関しましてはその改正部分の影響はなかったところ なのですけれども、全国的にも大きな問題となっております所有者不在の土地あるいは所 有者の権利を放棄するような空き家の管理ということで非常に大きな問題となっておりま す。今後につきましても、そういった関係の影響もございまして、管理不全の空き家とい うのがまだまだ増えていく可能性はあると考えているところでございます。

今回砂川市としましては、初めて略式代執行という手段で、ご指摘あったとおり、いわゆる最終手段で真にやむを得ない場合のみの適用ということで検討してきたところだったのですけれども、高齢化、それからいろいろな状況に応じて、今後も管理不全の空き家というのは、いわゆる予備軍がありますので、増えていくことと考えられますし、また相続

の関係もこういった制度が浸透してくることによって、また少し違う状況になっていくの かという認識で考えております。

今回略式代執行という手法を取るに当たりましては、先ほど言いましたとおり、いわゆる最終的なやむを得ない手段でなければならない。この適用に関しましては、厳密、厳正に行われなければならないということで、このような手法を取る場合の、行政代執行になる場合と、それから略式代執行になる場合、いろいろケースによって違ってくるとは思うのですけれども、どういった場合にどういった手順でどのような適用に至るかと、このことを明確化するという目的を持って、現在マニュアル化の整理を進めているところでございます。こちら内部規約的、内規的なものになろうかと思うのですけれども、今後の状況も鑑みまして、遅くとも年度内にはそういったものを整理していきたいと、このように考えております。

- ○議長 多比良和伸君 武田真議員。
- ○武田 真議員 1点目、分かりました。

2点目だったのですけれども、普通に考えましたら、一般論ですが、いわゆるこういったことを手続したことによる役所の債権は、民間の一般の債権より強いものになるというのが一般的なものかと思います。皆さん、御存じのとおり税金なんかもそうですよね。税金、債権差押えすると、普通は民間企業、金融機関等の債権よりは優先されるというのが法律上も定められたところだったのですけれども、今回に至ってはそういった形で手続をしてもいいのかと思ったのです。そもそも略式代執行の場合は今のご答弁を聞くと他の担保物件もついている土地になると、一般の債権者と同じような立場、僕たちが考えているような他の債権を優先するような形で回収するというのがそもそも難しい事案だったのかとまず理解したことと、この辺はさらに伺いたいのですけれども、仮にこれを一般的な債権者と同じように、民事執行法になるとは思うのですが、差押えを通して、これを仮に結果的に売却等をしたとしても、恐らくほとんど費用倒れになってしまうのかという部分について、恐らく内部あるいは外部の専門家と協議した上で、そういった総合的な判断の下に回収も難しいと断念したのか。この辺、詳細な検討した上でこのような判断に至ったのかということについてお伺いしたい。

3点目、最後は分かりましたけれども、基本的にはこのような手段を取るというのは最終手段ということで、私が心配しているのは、市がこういう形でやったから、では自分たちもいいのだという、いわゆるモラルハザード的なことが起きたら困ると思っているのですけれども、自分のお金でやるのは嫌だから役所に任すかとか、そういうことがあったら大変なことになるのですけれども、基本的には今回の事例については、先ほど最初の答弁でもありましたけれども、国道縁にあって、公の部分にかなりの悪い影響が出ると。もう砂川市だけの問題にとどまらないような、極めて特殊な案件だったと理解しておりますが、この辺空き家対策において誤解が生じないような取組をしていただきたいということで、

3点目については答弁は要りませんけれども、2点目、その関係機関あるいは外部専門家等とその辺はしっかり協議した上で差押え等をしたとしても費用回収は難しかったのだという協議をされたということの確認だけを2点目したいと思います。

- ○議長 多比良和伸君 建設部長。
- ○建設部長 斉藤隆史君 債権回収に関しまして、様々な検討、検証を重ねてまいりましたけれども、まずこの略式代執行に係る経費につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法、特措法と呼ばれるもので、ここに根拠を置いております。この代執行に係る費用につきましては、所有者不存在であることから行政が負担するものであり、いわゆる強制徴収、国税徴収法の令による回収はできないものと、はっきりと国土交通省から示されているところでございます。

今回の費用負担につきましては、いわゆる地方自治法に定めるところの公債権に属しようかと考えるところですけれども、この公債権の中でも、いわゆる非強制の徴収公債権ということで強制執行のできない債権であるというところで確認しているところでございます。

また、行政代執行の場合には全然状況が違うのですけれども、今回の場合、特措法に基づく略式代執行ということで、強制的な手段として一番近しいところでは、例えばなのですけれども、略式代執行をした後に所有者が新しく出てきた場合、確認できた場合等に請求は可能なのですけれども、その場合も強制執行というのはできなくて、民事裁判を起こすことによって債権の回収が可能であるということで確認を取っておりますので、今回改めて所有者が出てくるという可能性はほぼないという状況の中で、いろいろな方法は関係機関にも顧問弁護士にも全て確認いたしましたところ、現実的に債権回収の方法はないということで確認を取って執行を進めてきたというところでございます。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。 続いて、討論に入ります。 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算 議案第3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算 議案第4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第7、議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算、議 案第2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和5年度砂 川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計 補正予算の4件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 私から議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正 予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第5号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,351万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ138億9,984万8,000円とするものであります。

第2条は、地方債の変更であります。4ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、 過疎対策事業債130万円を補正し、補正後の限度額を11億9,520万円とするもの であります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。 18ページをお開きいただきたいと存じます。 3款民生費、3項1目生活保護総務費で一つ丸、生活保護事務に要する経費の生活保護システム改修委託料250万6,000円の補正は、生活保護制度における生活扶助基準の算定方法の変更に加え、コロナ禍や物価高の影響に対する特例的な対応として、1人当たり月額1,000円を加算するなどの見直しが本年10月から実施されること、また毎月実施している被保護者調査の調査項目の

次に、20ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で二重丸、畑地化促進事業補助金712万5,000円の補正は、水田を畑地化する農業者に対し畑地利用への円滑な移行を促すことを目的とする畑地化促進事業が北海道より採択されたことから、畑地化に伴い支払いが生じる土地改良区の地区除外決裁金及び畑地化協力金について支援するものであります。

見直しが行われることから、生活保護システムを改修するものであります。

次に、22ページ、7款商工費、1項5目駅前地区整備事業費で二重丸、駅前地区整備 事業費132万円の補正は、砂川駅前地区整備事業において駅前施設計画地の北西側に隣 接する民有地について所有者から処分についての打診があったことから、駅前地区の一体 的な利用により歩行者の利便性の向上、さらには施設の魅力を高めるため用地を取得する ものであります。所在は砂川市西1条北2丁目23番、28番、地目は宅地で、地積は6 9.41平方メートルであります。附属説明資料として、駅前地区北西側用地買収図を添付しておりますので、後ほどご高覧願います。

次に、24ページ、12款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で一つ丸、過年度過 誤納還付金4,256万8,000円の補正は、国、道支出金の事業費確定による精算で あり、生活保護費国庫負担金返還金など12件の国庫負担金返還金、子育て世帯生活支援 特別給付金支給事業費国庫補助金返還金など6件の国庫補助金返還金、知的・身体・精神 ・児童自立支援給付費等道費負担金返還金など7件の道費負担金返還金であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。 15款国庫支出金で125万2,000円の補正は、生活保護適正実施推進事業費補助金であります。

- 16款道支出金で712万5,000円の補正は、畑地化促進事業費補助金であります。 19款繰入金で4億6,698万9,000円の減額は、財源調整のため財政調整基金 繰入金を減額するものであります。
- 20款繰越金で5億1,083万1,000円の補正は、令和4年度決算による前年度 繰越金であります。
 - 22款市債で130万円の補正は、駅前地区整備事業に係る過疎対策事業債であります。 以上が歳入であります。

なお、26ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 多比良和伸君 市民部長。
- ○市民部長 堀田一茂君 (登壇) 私から議案第2号、議案第4号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,33万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億6,791万1,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12ページをお開き願います。6款基金積立金、1項1目基金積立金で1,208万5,000円の補正は、国保基金積立金で前年度に決算剰余金が生じたことから、国保基金繰入金の減額分及び保険給付費等交付金精算返還金を除いた全額を積み立てるものであります。

14ページをお開き願います。8款諸支出金、1項3目保険給付費等交付金精算返還金で124万5,000円の補正は、令和4年度に交付された保険給付費等交付金の精算返

還金によるものであります。

以上が歳出でありますが、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。5款繰入金で1, 261万円の減額は、財源調整のため国保基金繰入金を減額するものであります。

6 款繰越金で2, 594万円の補正は、令和4年度の決算に伴う前年度繰越金の確定に よるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算について ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億232万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。4款諸支出金、 1項1目過年度過誤納還付金で34万4,000円の補正は、令和4年度の後期高齢者医療保険料の還付未済金が増えたこと等により過年度過誤納還付金を増額するものであります。

以上が歳出でありますが、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。 5款諸収入で34万4,000円の補正は、過年度に収入した保険料の還付未済金を還付 した場合、その全額が北海道後期高齢者医療広域連合より交付されることから、歳出の過 年度過誤納還付金と同額を増額するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第3号 令和5年度砂川市介護保険特別会 計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,862万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,622万7,00円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。3款基金積立金、1項1目基金積立金で8,000円の補正は、過年度分の保険料還付未済金を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

12ページをお開き願います。6款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で3,86 2万1,000円の補正は、過年度分の保険料還付未済金の過誤納還付金4万2,000 円及び国、支払基金、北海道から交付された介護給付費負担金等の精算による返還金3, 857万9,000円であり、それぞれ今年度中に還付または返還するものであります。 以上が歳出でありますが、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。 8款繰越金で3,862万9,000円の補正は、令和4年度の繰越金の確定によるもの であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 各議案に対する総括質疑を行います。 議案第1号から第4号までの一括総括質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第1号から第4号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております4議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別 委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で本日の日程は全て終了しました。 本日はこれで散会します。

散会 午前11時02分